

亀山市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 1 号

亀山市職員定数条例の一部を改正する条例

亀山市職員定数条例（平成 1 7 年亀山市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「休職者」の次に「、育児休業者」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定により定数に含まないものとした職員が職務に復職し、又は復帰したときは、その職員は、1 年を超えない期間に限り、第 1 項に規定する職員の定数に含まないものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。